

一宮市監査事務局 障害者活躍推進計画

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みについて定めるものです。

機関名	一宮市監査事務局
任命権者	一宮市代表監査委員
計画期間	2025年4月1日～2030年3月31日（5年間）
一宮市監査事務局における障害者雇用に関する課題	一宮市監査事務局の所属職員については、一宮市職員として一括採用の後、監査事務局へ出向しており、独自で職員募集・採用は行っていない。ただし、在籍する職員が障害者となることも考えられるため、障害者にも働きやすい職場となるように更なる体制整備や各種取り組みについて市長部局と連携することが必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ※ ただし、障害者の雇用予定なし。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として監査事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、障害者との話し合いのもとその意向を尊重し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推	○市での募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わな

進するための環境整備・人事管理	いことに合意する。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。